

(参考) 放課後児童支援員任用条件 (令和7年4月1日現在) (要点抜粋)

1. 身分

会計年度任用職員

2. 任用期間

毎年、4月1日～翌年3月31日

人事評価等による能力実証を行ったうえで再度の任用あり(4回、最長5年)。5年経過後、再度の受験可。

3. 配置基準

1 ホームに2名の放課後児童支援員が勤務する。

4. 従事する内容

チビッコホーム利用児童の保育

5. 勤務時間

基本勤務 13時から18時(1日5時間)

【チビッコホーム開設時間】

① 月曜日から金曜日

13時から18時30分

② 短縮授業日等

児童の下校時刻から18時30分

③ 土曜日及び学校休業日(夏休み等の長期休業日、創立記念日や運動会等の振替休業日等)

8時30分から18時30分

※ 18時から18時30分は、延長保育となり児童が全員退室した時間で勤務終了

※ 基本勤務時間以外は、超過勤務となります。ただし、②の場合は開設時刻より5時間、③の場合は8時30分から開設の場合は、8時30分からの5時間、または13時からの5時間が基本勤務となります。

※ 土曜日及び学校休業日については、児童の出席状況に応じて、1日勤務となります。その場合、前述のとおり基本勤務を超えた時間は、超過勤務となります。

6. 報酬 (令和7年4月1日現在)

① 月額

195,871円

② 経験加算

チビッコホーム支援員(会計年度任用職員制度)としての在職期間が、4月1日において1年以上の者は、月額198,426円を、2年以上の者は、月額200,981円を、3年以上の者は、月額203,535円を、4年以上の者は、月額206,090円を、5年以上の者は、月額208,475円を、6年以上の者は、月額210,689円を、7年以上の者は、月額212,733円を、8年以上の者は、月額214,692円を、9年以上の者は、月額216,565円を4月分からの報酬とする。

③ 超過勤務

超過勤務を行った場合、時間単価金額を 1.00 の割合で支給する。ただし、月曜日から金曜日においては、勤務時間が6時間 30 分を超えた時間について時間単価金額を 1.25 の割合で、土曜日においては、勤務時間が6時間 15 分を超えた時間について時間単価金額を 1.25 の割合で加算する。

④ 期末・勤勉手当（夏期 2.3 月・冬期 2.3 月）

期末手当…基準日に在籍している者に支給。在職期間による減額規定あり

勤勉手当…基準日に在籍している者に支給。勤務期間・勤務しない日数による減額規定あり

⑤ 通勤手当

通勤方法・手段により異なる。

⑥ 支給日

毎月 21 日に支給。ただし 21 日が金融機関の休業日にあたる場合は、その前の営業日とする。

7. 休日

日曜日、国民の祝日、年末年始

8. 休暇等

① 有給休暇

限度日数 20 日／年（任用初年度は 13 日／年 ※4月採用の場合）

② 特別休暇

夏期休暇・生理休暇・忌引休暇・子の看護のための休暇・産前休暇・産後休暇・育児時間休暇・妊娠障害休暇・妊産婦の通院休暇・妊娠中の通勤緩和・短期の介護休暇、その他の特別休暇

③ 育児休業・介護休業

9. その他

① 社会保険

- ・ 健康保険（大阪府市町村職員共済組合（短期組合員）に加入）
- ・ 年金（厚生年金に加入）

② 労働保険

- ・ 雇用保険に加入
- ・ 労働者災害補償保険に加入

③ その他

- ・ 岸和田市職員厚生会に加入